

令和3年6月24日	資料2
第6回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会	

履歴照会・回答システムの活用に伴う N D Bの第三者提供に係る手数料の 改定について（報告）

令和3年6月24日
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

NDBや介護DB等の公的データベースの連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みについて

検討の経緯

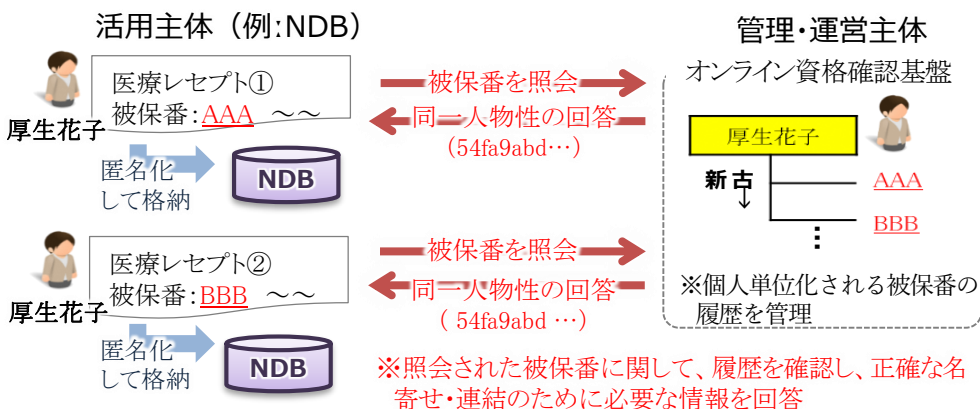
- データベースの整備を通じて医療等分野の研究開発等を推進するため、医療等情報の連結を推進することが重要。
- 医療等情報の連結に向けては、「医療等分野情報連携基盤検討会」にて、2018年8月にとりまとめた報告書において、医療等分野における識別子として、個人単位化される予定の被保険者番号履歴の提供を受けることができる仕組みの整備を目指す、との方向性が提示された。
- 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）では、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、2021年度（令和3年度）からの運用開始を目指すこととされた。
- 上記検討会及び「成長戦略フォローアップ」での方向性を踏まえ、有識者による「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」を2019年7月に立ち上げ、「データベースでの利用」（研究用データベースでの名寄せ、連結解析等）のユースケースに関して、2021年度からの運用開始を目指し、具体的なスキームや、活用主体、管理・運営主体等を具体化するための検討を実施し、2019年10月に報告書を取りまとめた。

法的整備

- 検討会報告書を踏まえ、NDBや介護DB等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」が成立し、2021年度中の運用開始に向け、施行準備を進めている。

具体的な仕組みについて（履歴照会・回答システム）

① 具体的スキーム（被保番の履歴を活用した名寄せシステム）



② 対象となるDB（名寄せシステムを利用できるDB）

- 医療・介護等の分野の公的データベースで、法律等で、
 - ① 利用目的や収集根拠
 - ② 安全確保措置
 - ③ 第三者提供のスキーム（照合禁止規定等）が明記・確保されていること
- 現在では、NDB・介護DB等を想定

③ 名寄せシステムを管理・運営する者

- 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会（オンライン資格確認を運営する者）

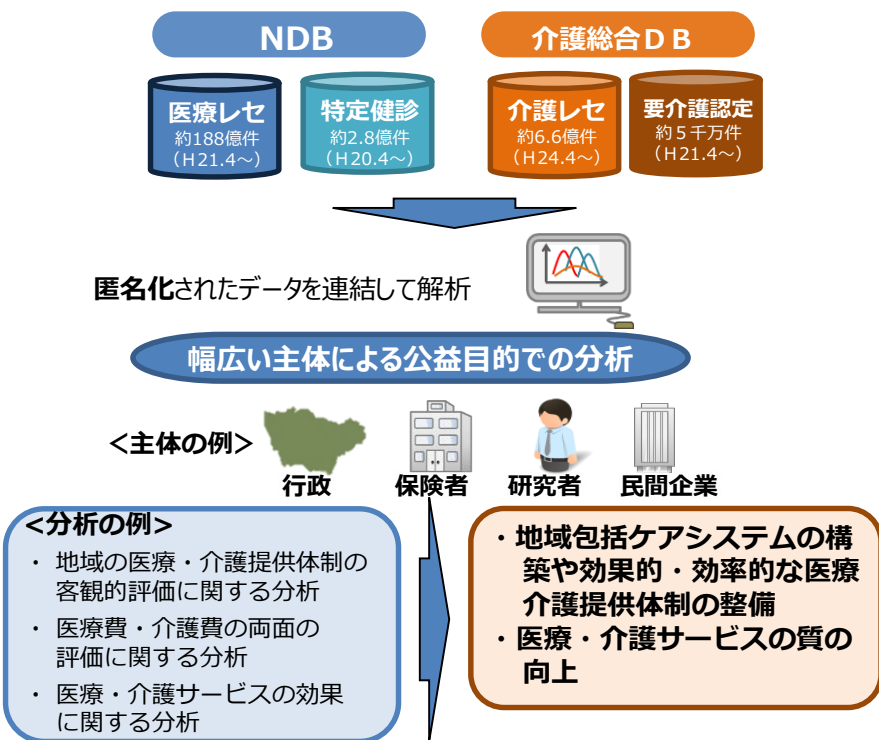
○ 第三者提供の対象となる者

従来、ガイドラインに基づいて行ってきたNDBデータ等の第三者提供では、申出が可能な者を国、地方自治体、大学等に限定していたところ。

令和元年健康保険法等改正により、これまで第三者提供の対象外としていた**民間事業者にもNDBデータ等の提供を行うことを可能とし、幅広い主体によるデータの利活用を促進することとした。**

○ 第三者提供に係る手数料

NDBデータ等の第三者提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生すること、NDBデータ等の利用者にも受益が発生することを考慮し、令和元年健康保険法等改正により、**NDBデータ等の利用者は実費相当の手数料を納めなければならないこととした。**一方で、**国民一般に利益が及ぶような特に重要な研究等の公益性や重要性に鑑み、その利用を促すことが適当であるため、以下に示す者については手数料を免除することとした。**



○ 第三者提供に係る手数料の額

人件費等を踏まえた時間単位の金額に、作業に要した時間に乗じて得た額とする。

時間単位の金額は、それぞれ1時間までごとにNDBは6100円、DPCデータは4250円（介護DBは5900円）

作業に要した時間とは、申出処理業務（申出書類確認・専門委員会への諮問手続・データの抽出条件の精査等）とデータ抽出業務（SQL作成・テスト実施・結果の検証等）に要した時間とする。

○ 手数料の免除対象者

NDBデータ等の利用者が以下の者のみから構成されている研究等については、手数料を免除する。

1. 国の行政機関及び地方公共団体
2. 科研費等の補助金を受けてNDBデータ等を利用する業務を行う者（※）
3. 1. 2. の者から委託を受けた者

※例：厚生労働科学研究費の交付を受けて、当該交付対象となっている研究を行う研究グループ等

対応方針

- NDBの名寄せ・連結精度の向上を図るため、今年度中に運用を開始することとしている履歴照会・回答システムを活用することを予定している。
- 履歴照会・回答システムの活用主体（以下「連結情報照会者」という。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を履歴照会・回答システムの実施主体（以下「支払基金等」という。）に納付しなければならないこととされている。
- したがって、連結情報照会者となるNDB管理者（厚生労働大臣）は、支払基金等に対して手数料を支払うこととなるため、今後、当該手数料分がNDBの保守運用経費に上乗せされることとなる。
- NDBの履歴照会・回答システムの活用により、NDBデータの利用者には、データの解析精度が向上するといった受益が発生することから、NDBの保守運用経費に上乗せされる履歴照会回答システムに係る手数料については、NDBデータの利用者が負担することが適当と考えられる。
- また、現行のNDBデータの提供に係る手数料は、平成30年度の保守運用経費を基に算出しているが、直近（令和2年度）の保守運用経費の状況とは乖離があることも踏まえると、手数料を見直す必要がある。
- 上記により、履歴照会・回答システムの運用の開始に併せてNDBデータの提供に係る手数料を見直すこととする。

今後のスケジュール（案）

- ~2021年9月MD
 - 改正政令（手数料額の改定）公布
- ~2022年3月
 - 関連システム改修
- 2022年4月~
 - 履歴照会・回答システムを利用した個人単位被保険者番号の履歴ハッシュ値（ID5）のNDBへ格納・提供開始
 - 改正政令（手数料額の改定）施行